

(仮称) 高槻市こども計画の策定について

1 背景

(1) 策定の趣旨

国は、これまで諸法律に基づき様々な子ども施策を行ってきたが、こどもや若者に関する取組を進めていくための基本となる事項を定めたものとして、令和5年4月1日に「こども基本法」を施行した。本法律において、国はこども施策を総合的に推進することを目的とした「こども大綱」を策定し、都道府県及び市町村は、その大綱に沿った「こども計画」の策定に努めるよう定められている。

また、同法第11条において、こども施策の策定、実施、評価するにあたり、施策の対象となるこどもや子育て当事者等の意見を幅広く聴取して反映させるために必要な措置を講ずることが定められている。

2 計画概要

(1) 計画期間

令和7年度から令和11年度までの5年間

(2) 計画のイメージ

こども大綱に含まれている「少子化社会対策に関する事項」、「こどもの貧困対策に関する事項」及び「こども・若者育成支援に関する事項」を踏まえ、既に他の法令等に基づき策定されている本市の個別計画に掲げられたこども施策などを掲載するとともに、それらの個別計画を関連計画として位置付け、全体を「(仮称) 高槻市こども計画」とする。

(仮称) 高槻市こども計画

<こども計画に必要な要素>

- 少子化社会対策に関する事項
- こどもの貧困対策に関する事項
- こども・若者育成支援に関する事項

～以下は関連計画として位置付ける～

<既存の個別計画等>

- 子ども・子育て支援事業計画
- ひとり親家庭等自立促進計画
- 他の法令等に基づく個別計画

3 本市の考え方

市町村子ども計画の策定にあたっては、国が策定したこども大綱及び都道府県が策定する計画を踏まえることとされており、本市においても国や大阪府の動向を注視してきたところであるが、国は令和6年に入ってから、こども計画の策定に関する様々なガイドラインを公表し、また、大阪府子ども計画の策定が令和7年3月の予定のもと、本年8月に計画素案の説明がなされたところである。(注1：国の動向等)

本市のこども計画の策定にあたっては、こども基本法に規定されているとおり、国のこども大綱及び大阪府の計画を適切に勘案し、各部局が手がける事業や施策が本市のこどもたちのためになるよう、計画策定に着手に取り組んでいきたいと考えている。

したがって、(仮称)高槻市子ども計画については、まず始めに令和7年3月に向けて、こども大綱に掲げられている「こども施策に関する重要事項」のうち、現在、本市が実施し、計画期間においても引き続き取り組む事業を、計画の基本形として取りまとめることとし、その後、令和7年度以降で大阪府子ども計画の内容確認やこどもの意見聴取等を経ながら、計画期間の途中で中間見直しを実施することにより、必要に応じて随時内容の充実を図るなど、子育て・教育のトップランナー都市にふさわしい計画の策定に取り組んでいきたい。

(注1：国の動向等)

(1) 国の動向

令和5年	4月	「こども基本法」が施行
	12月	「こども大綱」が閣議決定
令和6年	3月	「こども・若者の意見の政策反映に向けたガイドライン」を公表
	5月	「自治体こども計画策定のためのガイドライン」を公表

(2) 大阪府の動向

令和6年	8月	「大阪府子ども計画（素案）」の提示
令和7年	3月	「大阪府子ども計画」を策定予定

(参考) 近隣自治体の動向

令和7年	3月	自治体こども計画を策定予定 (豊中市・池田市・吹田市・枚方市・茨木市・箕面市・摂津市など)
------	----	--

4 スケジュール (予定)

令和6年	10月	審議会へ計画素案を提示
	12月	福祉企業委員会協議会へ計画素案及びパブリックコメントの報告
令和7年	1月	パブリックコメントの実施
	2月	審議会へ計画案を提示
	3月	福祉企業委員会協議会へ計画を報告、その後公表
	4月	大阪府の計画等を勘案し、計画の中間見直しに向けた取組を開始